



鳥取県公報

平成 30 年 11 月 9 日 (金)
第 9052 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (639) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による施術者の変更の届出 (640) (〃) 2
	生活保護法による施術者の指定 (641) (〃) 2
	生産出荷近代化計画の変更 (642) (生産振興課) 2
	公共測量の実施 (643) (県土総務課) 3
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (644) (中部総合事務所農林局) 3
◇ 公 告	准看護師試験の実施 (医療政策課) 3
◇ 雑 報	(仮称) 鳥取西部風力発電事業に係る対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨の公告 (環境立県推進課) 5

告 示

鳥取県告示第639号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年11月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	指 定 年 月 日
五千石調剤薬局	米子市八幡703-16	平成30年10月1日

鳥取県告示第640号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第55条第2項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定施術者から住所を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年11月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏 名	住 所	変 更 年 月 日
池信 愛美	米子市陰田町380-3	平成30年9月26日

鳥取県告示第641号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、施術者を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成30年11月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

施術者

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
中山 恭平	米子市上後藤五丁目1-20	平成30年10月22日

鳥取県告示第642号

野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第8条第1項の規定に基づき定めた生産出荷近代化計画を次のとおり変更したので、同法第9条第2項において準用する同法第8条第6項の規定により告示する。

平成30年11月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

変更に係る生産出荷近代化計画の野菜指定産地及び指定野菜の種別

野菜指定産地	指定野菜の種別
鳥取いなば	秋冬ねぎ

鳥取県中部

ほうれんそう

(「次のとおり」は省略し、その変更後の計画書を鳥取県農林水産部農業振興戦略監生産振興課に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第643号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成30年11月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザー測量)
- 2 作業期間 平成30年10月31日から平成31年3月15日まで
- 3 作業地域 八頭郡八頭町

鳥取県告示第644号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年11月9日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

- 1 区域及び期間
 - (1) 区域
北栄町の一部(別紙のとおりとする。)
 - (2) 期間
平成30年11月30日から平成31年3月31日まで
- 2 森林病虫害等の種類
森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫
- 3 行うべき措置の内容
松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却(炭化を含む。)を行うこと。
- 4 命令をしようとする理由
1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。
- 5 その他必要な事項
 - (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
 - (2) 3の措置として破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さを6ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル)以下とすること。
 - (3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課、中部総合事務所農林局及び北栄町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

公 告

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。

平成30年11月9日

鳥取県知事 平井 伸治

1 試験の種類

試験の内容	試験科目	試験問題数
准看護師として必要な知識及び技能についての試験	人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護	150問

2 試験の日時

平成31年2月8日（金）午後1時から午後3時30分まで

3 試験の場所

鳥取市江津318-1 鳥取県看護研修センター

4 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。

- (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「省令」という。）第5条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成31年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (2) 省令第5条の基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成31年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 省令第4条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成31年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (4) 省令第4条の基準に適合するものとして、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（平成31年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの。
- (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(5)に該当しないもので、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの。

5 受験願書の受付期間

平成30年12月3日（月）から同月6日（木）まで

なお、郵送による場合は、平成30年12月6日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

6 受験願書の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課（持参又は郵送によること。）

7 受験願書の添付書類

- (1) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書（平成31年3月31日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者にあつては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合においては、改めて同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出することとする。）
- (2) 4の(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面。
- (3) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）

なお、その写真が本人に相違ない旨の受験資格に係る学校又は養成所の証明書（当該証明書の交付を受けることができない者にあつては、その写真と照合することのできる写真の付いた身分証明書とする。また、郵送により提出する場合は、当該身分証明書は簡易書留郵便により後日返送するので、450円切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封すること。）を添付すること。

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、6,900円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄に貼り付けて納入すること。この場合、消印しないこと。

なお、県外から郵送により受験願書を提出する場合であって、収入証紙を購入することが困難なときは、10の(2)の問合せ先に相談すること。

9 合格者の発表等

(1) 平成31年3月8日(金)午前9時に、合格者の受験番号を鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課のホームページに掲載するとともに、合格者には合格証書を交付する。ただし、合格者のうち、修業見込み又は卒業見込みで受験したものについては、平成31年3月29日(金)(必着)までに修業証明書又は卒業証明書を提出した者に合格証書を交付し、同日までに当該証明書の提出がない場合は当該受験を無効とし、合格証書は交付しない。

(2) 試験の科目別得点及び総合得点については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

10 その他

(1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課において交付する。その交付請求、試験に関する照会等を郵送によって行う場合には、82円切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒(定形)を同封すること。

(2) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課(電話0857-26-7204)に問い合わせること。

雑 報

(仮称)鳥取西部風力発電事業に係る対象事業の実施について他の者に引き継いだので、環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第30条第1項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年11月9日

合同会社NWE-09インベストメント

代表社員 日本風力エネルギー株式会社 職務執行者 ニティン・アプテ

1 引継ぎ前の事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 合同会社NWE-09インベストメント

(2) 代表者の氏名 代表社員 日本風力エネルギー株式会社 職務執行者 ニティン・アプテ

(3) 主たる事務所の所在地 東京都港区虎ノ門四丁目1-28

2 対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称 (仮称)鳥取西部風力発電事業

(2) 種類 風力発電所設置事業

(3) 規模 発電設備出力 144,000キロワット(最大)

3 法第30条第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

対象事業の実施を合同会社NWE-11インベストメントへ引き継いだことにより、法第30条第1項第3号に該当

4 引継ぎにより新たに事業者となった者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 名称 合同会社NWE-11インベストメント

(2) 代表者の氏名 代表社員 日本風力エネルギー株式会社 職務執行者 ニティン・アプテ

(3) 主たる事務所の所在地 東京都港区虎ノ門四丁目1-28